

【件名】

樹木の緊急伐採について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区立小中学校及び区立幼稚園の樹木については、施設管理者による日常的な確認とともに、隔年での剪定及び随時実施する緊急伐採により、維持管理を行っている。

また、令和６年度及び７年度には、樹木医による点検・診断を実施し、樹木の健全度の把握を進めてきた。

一方、近年、全国的に倒木事例が相次ぐなか、中野区においても、令和８年４月に緑野中学校校庭沿いのサクラが倒木する事案が発生した。

こうした状況を踏まえ、倒木の未然防止及び児童生徒等の施設利用者の安全確保を図るため、区立小中学校（学校跡施設含む）及び区立幼稚園において、樹木の緊急伐採を行う。

１ 緊急伐採の対象樹木

令和７年度の樹木診断により、「不健全（枯損・倒伏等の可能性あり）」と診断され、現存する樹木（８２本）

緊急伐採樹木が 現存する施設	対象施設におけ る樹木の総本数	うち、緊急伐採 本数（割合）	主な樹種
小学校（１２校）	１，３８９本	４２本（３.０％）	サクラ、ウメ、サワ ラ、スダジイ、トウ ネズミモチ、ゲッケ イジュ
中学校（６校）	７４０本	２６本（３.５％）	
学校跡施設（３施設）	４６１本	１２本（２.６％）	
幼稚園（１園）	７６本	２本（２.６％）	
計（２２施設）	２，６６６本	８２本（３.０％）	

２ 緊急伐採の時期及び財源

令和８年６月から８月末までの間に順次伐採を行い、必要経費は予備費で対応する。

３ 今後の安全管理

施設管理者による日常的な確認を継続して行うとともに、診断結果として「不健全」の判定ではないものの、腐朽等の進行に留意が必要な樹木については経過観察を行い、状況に応じて伐採や植替え等を行っていく。

4 参考（令和7年度の樹木診断判定結果）

健全度判定	総本数
A（健全か、健全に近い）	3, 305本
B1（注意すべき被害が見られる）	182本
B2（著しい被害が見られる）	132本
C（不健全）	113本
計（31施設）	3, 732本

※ 判定結果は、東京都建設局「街路樹診断等マニュアル」に準拠

※ 不健全判定樹木のうち、31本については伐採済み（残82本）